

第 9 期地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について

1 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕

- 市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」をこれに位置づけています。
- 計画は市総合計画及び市地域福祉計画を上位計画とし、市障がい者計画など他の諸計画と調和を保つとともに、県高齢者保健福祉計画との整合性を図っています。
- 本計画は、第6期以降「地域包括ケア計画」として位置づけられ、団塊の世代が後期高齢者になる2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築してきました。
- 現行の第8期計画では、2025年にとどまらず、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年を見据え、地域包括ケアシステムをより深化・推進するための取り組みを行ってきました。
- 令和5年度末で第8期計画が終了となるため、令和6～8年度までの3年を計画期間とする第9期計画を策定します。
- 第9期計画においては、現行計画の取り組みを引き続き実施しながら、国から新たな指針が示された場合、それらを盛り込んで策定することになります。

2 計画において定める主な事項（第8期時点）（※第7期⇒第8期は変更なし）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、必要利用定員総数の見込み（区域ごと）
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等の適正化への取組と目標
- その他の事項
 - ・ 保険料の設定（金額、段階）

4 計画策定スケジュール（前回は参考にした予定）

令和5年	4月	人口、要介護認定者数、サービス見込量等の推計等			
	5月				
	6月				
	7月		<第1回運営委員会>		
	8月				
	9月		保険料の推計・調整等	<第2回運営委員会>	
	10月			<第3回運営委員会>	
	11月			◆計画素案作成 ◆パブリックコメントの実施	
	12月				
	令和6年		1月		
			2月		<第4回運営委員会> ◆計画案作成、改正条例上程
			3月		◆改正条例公布、改定後保険料確定
4月			◆新計画実施、保険料額の改定		

○ 介護保険事業等運営委員会の開催予定（状況により変更になる場合があります）

開催時期	検討内容（予定）
5年7月	・計画策定について ・介護保険事業状況 ・計画策定に係る国の基本方針 ・各調査集計
5年10月	・計画の基本理念・体系、施策ごとの記載 ・地域包括支援センター活動報告 ・計画の構成
5年11月	・素案作成、パブコメ事前確認 ・サービス量と介護保険料案
6年2月	・パブコメ結果 ・計画作成